

社会人経験のある入学生の方へ

専門実践教育訓練給付制度のご案内

専門実践教育訓練給付制度とは

専門実践教育訓練給付金制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者だった離職者が厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を自己負担で受講した時に、教育訓練にかかった費用の一部について、ハローワークから給付金の支給を受けられる制度です。

●支給の対象となる方

受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上(初回の場合は2年以上)の雇用保険被保険者期間を有していること。*現在離職中の方は、離職後1年以内での入学が条件となります。

●支給額 *2024年10月1日受講開始分より③が拡充されました。

①教育訓練経費の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給

②資格取得等し、訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方には、教育訓練経費*の20%に相当する額(上限年間16万円)を追加支給。

③専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職し、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合経費*の10%に相当する額(上限年間8万円)を追加支給。

*教育訓練経費(本校の対象経費は、**入学金、授業料**です。学校に支払った費用のすべてが該当するわけではありません。)

●申請手続きの期限・お問い合わせ先

申請手続きは、入学前の2週間前までに申請手続きを行う必要があります。

詳細は、厚生労働省のホームページ(「厚生労働省 教育訓練給付制度」で検索)をご覧くださいか、お住いの地域の管轄ハローワークの教育訓練給付申請窓口にお問い合わせください。

さらに

専門実践教育訓練の対象者でなおかつ一定の要件を満たせば、**教育訓練支援給付金制度**の対象となります。対象者は、雇用保険の基本手当日額の**60%**に相当する額を在学期間中2か月毎に受給することができます。

茨城県立看護大学校の専門実践教育訓練制度の講座認可状況について

看護学科：専門実践教育訓練講座の対象外となります。専門実践教育訓練制度はご利用いただけません。

助産学科：令和8年4月1日より専門実践教育訓練制度の認可講座となりました。ご利用いただけます。

令和8年度 入学者 *ハローワークで受給資格照会時に利用します。

講座名	受講開始日	受講修了予定日	教育訓練講座 指定番号
助産学科	令和8年4月9日(入学式)	令和9年3月31日	0812005-2610011-0